

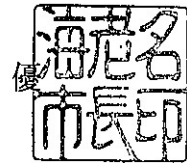


海老名市告示第209号

えびなこどもセンター敷地内に市が園舎を設置するので、当該園の管理及び運営を実施し、市とともに児童福祉を支えていく事業者を公募型プロポーザル方式にて選定するため、事業者を募集する。

令和7年9月1日

海老名市長 内 野



1 業務名、業務内容及び運営期間

(1) 業務名

えびなこどもセンター公私連携型保育所運営

(2) 業務内容

「えびなこどもセンター公私連携型保育所事業者募集要項」（以下「募集要項」という。）に記載のとおり

(3) 運営期間

令和9年4月1日から待機児童が解消されると見込まれるまで（概ね15～20年）

2 応募資格

海老名市内又は北海道登別市内で認可保育所、認定こども園又は小規模保育施設を運営している法人であることを条件とし、次の全てを満たすものに限る。

(1) 本事業の本旨を理解し、これを実施する力量を擁すること。

(2) 当該園が廃止となる際、在園児の受入れ対応が必要となった場合において、当該園を運営する公私連携保育法人が別で運営する保育所での受入れが可能であること。

- (3) 社会福祉法人、学校法人、一般財団法人、特定非営利活動法人又は株式会社であること。
- (4) 子ども・子育て支援法、児童福祉法及び児童福祉施設の設備運営基準等の関連法令や通知等を十分に理解し、遵守できること。
- (5) 市の保育行政と子育て支援に関するさまざまな施策を理解し、これに対して積極的に協力しながら公私連携型保育所の運営にあたる意思があること。
- (6) 海老名市暴力団排除条例第2条に掲げる暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団経営支配法人に該当していないこと。
- (7) 最近1年間に、国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。
- (8) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続きを行っていないこと。
- (9) その他、法令等に違反していないこと。

3 評価基準

募集要項掲載のとおり

4 担当部署

海老名市保健福祉部保育・幼稚園課

5 申請手続きの期限、場所及び方法

(1) 期間

令和7年10月22日（水）16時00分まで

(2) 場所

〒243-0422 海老名市中新田377

海老名市保健福祉部保育・幼稚園課

(3) 方法

所定の申請書類一式を前号の場所に持参により提出する。

6 要請手続において使用する言語及び通貨

各手続において使用する言語は日本語とし、通貨については日本円とする。

7 協定書作成の要否

協定書を取り交わす。

8 関連情報を入手するための照会窓口

- (1) 本プロポーザル募集に関する詳細は、海老名市ホームページに掲載する。

URL <https://www.city.ebina.kanagawa.jp>

- (2) 本プロポーザルに関する問い合わせ先

〒243-0422 海老名市中新田377

海老名市保健福祉部保育・幼稚園課

電 話 046-235-4824 (直通)

E-mail hoiku@city.ebina.kanagawa.jp

9 提案書等の取扱い

提案に必要な費用（提案書の作成及び提出費用、必要書類の作成及び提出時の旅費等を含む。）は、各参加者の負担とする。また、提出された提案書等は返却しない。

10 その他市が必要と認める事項

- (1) 以下の費用については、受託者の負担とする。

ア 本プロポーザルに関する費用

イ 協定締結に必要な費用

ウ 協定締結から運営開始日までの間において準備等に要する費用

- (2) 上記1～9の項目以外の事項については、以下の書類を参照し、当該内容に従って参加するものとする。

えびなこどもセンター公私連携型保育所事業者募集要項



海老名市選挙管理委員会告示第33号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条第4号の規定により次の者を選挙人名簿から抹消した。

1 抹消する者の数

公職選挙法第28条第4号該当者 1人

2 抹消した者の氏名、性別、生年月日及び住所

氏名	性別	生年月日	住所

令和7年9月1日

海老名市選挙管理委員会

委員長 永江次夫



※詳細は、掲示場でご確認ください。



海老名市選挙管理委員会告示第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、2,332人である。

令和7年9月1日

海老名市選挙管理委員会

委員長 永 江 次 夫





海老名市選挙管理委員会告示第35号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、38,866人である。

令和7年9月1日

海老名市選挙管理委員会

委員長 永 江 次 夫





海老名市選挙管理委員会告示第36号

市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数は、19,433人である。

令和7年9月1日

海老名市選挙管理委員会

委員長 永 江 次 夫

